

東京都健康長寿医療センターの第二期中期目標期間終了時における 組織・業務全般の検討について（案）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第31条では、設立団体の長は、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うことが規定されている。

また、平成26年3月10日付東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）幹事会決定に基づき、法第31条の規定に基づく組織及び業務の全般にわたる検討は、次期中期目標の策定と一体的に行うこととされた。

この趣旨を受け、この間、評価委員会による各事業年度の業務の実績に関する評価や、次期中期目標の策定に向けた検討の中で、法人の組織及び業務の全般についても検討を行ってきたところであるが、平成29年度に地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の第二期中期目標期間（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）の最終年度を迎えるに当たり、「今後の法人の業務の継続の必要性」という観点から、下記のとおり検討結果を取りまとめる。

記

第1 第二期中期目標期間の業務実績評価（平成25～27年度）

1 第二期中期目標の概要

法人は、「高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与すること」を目的として、平成21年度に設立された。

高齢者が急速に増加していく中、高齢者が健康を維持しながら安心して生活できる社会を作ることは、都の高齢者施策における重要な課題であり、高齢者専門の病院・研究所として、高齢者を取り巻く様々な課題の解決に取り組む法人の役割は、ますます重要になっている。

こうした状況を踏まえ、第二期中期目標では、第一期中期目標期間中に明らかになった課題等を踏まえつつ、高齢者の死亡・要介護の主要な原因であり、法人が重点医療と位置付ける血管病、高齢者がん及び認知症医療のより一層の充実や救急医療の充実など医療体制の強化を図るとともに、病院と研究所が一体化した法人である利点を発揮し、着実に研究成果を挙げることを求めている。

さらに、高齢者が地域で質の高い生活を営むための仕組みづくりが求められる中で、法人がこれまで蓄積してきた高齢者医療及び老年学研究に関する実績を、効果

的に活用し、高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成等に取り組むことや、東日本大震災を踏まえた新たな視点から、都民の安心につながる医療・研究に取り組むことが必要であるとしている。

また、経営面においては、平成25年度の新施設移転を契機として、経営基盤の強化に向けて、業務運営の効率化、収入増の取組、コスト管理の強化に一層取り組まねばならないとしている。

法人は、都が指示した第二期中期目標に基づき、第二期中期計画及び各年度の年度計画を定め、中期目標の達成に向けて業務運営を行ってきた。

2 評価委員会による業務実績評価の概要

法人は、法第28条に基づき、評価委員会により各事業年度に係る業務の実績に関する評価を受けている。評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「全体評価」、「項目別評価」により実施される。

(1) 全体評価の概要

全体評価は、項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について記述式で評価しており、平成25年度から27年度までの各年度とも「全体として年度計画を順調に実施しており、概ね着実な業務の進捗状況にある」と評価されている。主な総評は以下のとおりである。

- ・平成25年6月に新施設に移転した。移転に際しては、全職員が一丸となって取り組んだことにより、入院患者を安全に新施設へ移送するとともに、診療制限による影響を最小限に抑えるなど、円滑に移転できたことは、大いに評価したい。(平成25年度)
- ・病院事業については、3つの重点医療（血管病、高齢者がん、認知症）において最新の機器と高度な技術を活用した難易度の高い鑑別診断や低侵襲な治療の提供に努めた。また、救急医療から在宅医療に至るまで、地域の医療機関等との連携に基づき、高齢者が地域で安心して生活できるよう、医療体制を強化した。中でも、二次救急医療機関及び東京都地域救急医療センターとして、地域の医療機関とも協力・連携しながら、救急患者の受入体制を強化し、平成26年度に続き救急医療の実績を伸ばしたことは大いに評価できる。(平成27年度)
- ・研究事業については、病院と研究所を一体的に運営する法人の特徴を活かした研究が進められ、「膵臓がん悪性度診断法」を確立するとともに、乳がんホルモン療法の適応について新たな判定基準を確立するなど、臨床応用や実用化につながる成果が現れている。(平成26年度)
- ・これまで蓄積した糖鎖の研究から、複数の指定難病の発症原因を解明するなど、画期

的な成果が得られ、今後の臨床応用や実用化が大いに期待できる。また、高齢者が安心して生活するための社会環境づくりに関して、様々な視点から研究に取り組み、成果を還元している。(平成27年度)

(2) 項目別評価の概要

項目別評価は、「高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供」「高齢者の健康の維持・増進と活力の向上を目指す研究」「業務運営の改善及び効率化に関する事項」などの分野における、各年度計画の項目計20項目について、事業の進捗状況・成果を以下の5段階で評価している。

評 定	S・・・年度計画を大幅に上回って実施している
	A・・・年度計画を上回って実施している
	B・・・年度計画を概ね順調に実施している
	C・・・年度計画を十分に実施できていない
	D・・・業務の大幅な見直し、改善が必要である

※「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務実績評価方針及び評価方法」平成22年2月4日東京都地方独立行政法人評価委員会高齢者医療・研究分科会決定(平成27年8月5日一部改正)

各年度の主な取組実績及びその評定については、別紙1「第二期中期目標期間における項目別評価結果及び主な取組実績」のとおりであり、各項目とも評定「B」以上の評価を得ている。また、実績値の推移は、別紙2「第二期中期目標期間における実績例」のとおりである。

一方で、評価委員会からは、第三期中期目標策定に向けて、更なる取組の強化を求める意見があり、主な意見は以下のとおりであった。

- ・都における高齢者医療・研究の中核的なセンターとして、全都的な役割を果たし、成果を還元すべきである。
- ・東京都地域医療構想が策定され東京都保健医療計画の改定を控える中、自院の運営だけでなく、地域全体で地域医療を守る視点が求められる。
- ・医療・介護を支える身近な地域の専門人材の育成だけでなく、全都的な人材育成が求められる。

第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について

1 法人の業務及び組織の必要性・有効性

法人は第二期中期目標の達成に向け様々な取組を推進し、病院部門においては、平成25年度の新施設移転に伴い整備した最新の設備や機器を活用し、難易度の高い鑑別診断や低侵襲な治療を提供するなど、重点医療を始めとする高齢者の特性に配慮した医療の充実を図った。高齢者総合機能評価(CGA)に基づき、入院時か

ら退院を視野に入れた治療の提供と適切な退院支援を行うなど、高齢者医療の専門病院として、生活の質を重視した医療の提供に取り組んでいる。

また、救急医療においても、受入体制の強化や受入状況の検証、地域の医療機関との連携等により、積極的に受入を行った。

研究部門においては、老化メカニズムや高齢者に特有な疾患、高齢者の社会参加など、多様な分野にわたる研究を推進し、高齢者を取り巻く課題に総合的に取り組んでいる。

主な研究成果の例としては、医療と研究の密接な連携の下、これまで悪性度判定が困難であったがんの症例に対して、染色体のテロメア長測定技術を利用し判定する「すい臓がん悪性度診断法」を確立したことが挙げられる。法人独自のテロメア長測定技術を活用した研究の推進により、がんの診断と治療に有用な技術の確立が期待される。

また、これまで蓄積した糖鎖の研究から、糖鎖構造の異常が先天性筋ジストロフィー症や網膜色素変性症の原因となることを解明しており、今後、糖鎖異常を原因とする疾患の病態解明や診断・治療法への活用が期待される。

このほか、認知症の疑いを家庭で簡単に確認できる「自記式認知症チェックリスト」を開発し、このチェックリストを掲載した都の普及啓発用パンフレットが区市町村や関係機関に配布されるなど、都民の認知症への理解促進や早期受診の促進に貢献している。

これらの取組は、第1で記したとおり、評価委員会による業務実績評価においても「概ね着実な業務の進捗状況にある」と評価されている。

したがって、法人による病院と研究所が一体となった組織の運営は、その目標達成のために有効に機能しており、法人の使命の実現に向け、引き続きこれらの取組を行っていく必要がある。

さらに、評価委員会からの意見を踏まえ、都の高齢者医療・研究の拠点として、その成果を広く社会に還元することや、これまでの知見を活かし専門人材の育成に努めることなどが求められている。

2 当該事業の運営形態としての法人の適切性

第二期中期目標期間の初年度は、新施設への移転という重要課題に対し、法人が主体となって円滑に遂行し、移転後早期に業務を安定化させた。

財政運営面においては、新規入院患者の確保や新たな施設基準の取得等により収入の確保に努め、入院収益、外来収益とも増加した。一方、外部資金獲得額は研究費獲得競争の激化等により減少しており、今後の取組の強化が求められる。

このほか、後発医薬品の採用や診療材料購入におけるベンチマークシステムの導入など、コスト削減に継続的に取り組んだ。

また、新たに設置した経営戦略会議等を中心に企画立案機能、調整機能を強化し、機動的かつ弾力的な予算執行を行うとともに、業務内容に応じた弾力的かつ効率的な人員体制を確保するなど法人の裁量と責任に基づく自律的な事業運営を実現している。

これらの取組は第1で掲げた評価委員会による業務実績評価においても評価されており、引き続き地方独立行政法人の形態により、運営を行うことが適切である。

〔第二期中期目標期間中の指標の推移〕

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
平均在院日数	15.8日	13.0日	12.3日
病床利用率	79.7%	80.8%	86.2%
延べ入院患者数	160,888人	162,276人	173,510人
入院収益	8,264百万円	8,658百万円	9,480百万円
入院単価	51,100円	53,459円	54,524円
延べ外来患者数	201,059人	220,759人	235,697人
外来収益	2,161百万円	2,314百万円	2,569百万円
外来単価	10,805円	10,584円	10,956円
外部資金獲得金額	689百万円	670百万円	584百万円
外部資金獲得金額 (研究員一人当たり)	7,254千円	7,209千円	6,344千円
運営費負担金・交付金	9,667百万円※	4,362百万円	4,484百万円
自己収支比率	65.9%	70.0%	73.4%

※ 平成25年度は、新施設への移転に伴い特別運営費交付金を交付

第3 第二期中期目標期間の総括と今後の法人事業の在り方について

1 所要の措置の必要性

第1及び第2のとおり、これまでの検討の結果を踏まえると、法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される。したがって、法第31条第1項の規定に基づく所要の措置を講ずる必要性は認められない。

2 第三期中期目標期間に期待される取組

高齢化が急速に進展する中、都は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が日常生活の場で切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な施策に取り組んでいる。

第三期中期目標期間においては、都における高齢者医療・研究の拠点として、その成果の普及・還元を強力に推し進めるとともに、医療・研究で培った知見を踏まえ、高齢者の医療と介護を支える人材の育成を一層推進し、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを期待する。